

## **[事案 30-70] 転換契約無効請求**

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

転換時の募集人の説明が不十分であったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 2 月に契約した終身保険（契約①）を平成 27 年 9 月に分割転換し、契約①の保険金額を減額しつつ、減額分を原資として介護年金保険（契約②）を契約した。しかし、以下の理由により、分割転換を無効として契約①に戻してほしい。または、分割転換後の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人に、入院 5 日目からの入院保障が 1 日目からとなるようにしたい旨を伝えていたの  
で、契約①の一部を変更したと理解していた。
- (2)分割転換によるメリットおよびデメリットの説明も、分割転換以外の方法の説明もなかつ  
た。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書には新契約を締結することが明記されていて、募集人は口頭で説明している。
- (2)設計書には転換前後の契約内容の比較、分割転換以外の保障見直しの方法が明記されてい  
て、募集人は口頭で説明している。
- (3)契約後には新契約の内容を明記した証券や契約内容通知文書を送付しているが、申出は転  
換の 2 年以上後であり信憑性がない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、分割転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人は仮に誤解していたとしても重大な過失があることから、分割転換の無効および契約①の復旧は認められず、募集人の説明不十分は認められないことから、既払込保険料の返還も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。